

高齢犯罪者と罰金刑**—社会奉仕命令からの一考察—**

東北福祉大学 菅原好秀 (会員番号 4814)

[キーワード] : 社会奉仕命令、罰金刑、スティグマ

1. 研究目的

平成20年版犯罪白書の65歳以上の高齢犯罪者で挙げられている事案の特徴は、罰金刑の事案が多いことである。具体的には①76歳女子。未婚。定職に就き、健全な社会人として生活しており、犯罪歴はなかった。本件は、チョコレートの万引きであるが、「(店内で)私に注目している人はいない。このまま手提げ袋に入れても見つからない。」と考へて犯行に及んだ。罰金30万円。②75歳女子。配偶者と死別し単身。生活に困っているわけではないが、余裕はなく、「年金暮らしでお金を遣うのがもったいない。」として、コンビニエンス・ストアで、おにぎりサンドイッチを盗んだ。罰金30万円。③65歳男子。犯罪歴なし。同窓会の帰り、泥酔して駅で寝ていたところを、駅員に声をかけられ、駅員を殴った。罰金10万円。④81歳男子。婚姻歴はなく、定年退職後、年金で単身生活。犯罪歴なし。野良猫にえさを与えている近所の顔見知りの女性(58歳)を注意したところ、女性が言い返してきたので、かっとして持っていた傘を振り下ろして殴り、打撲傷を負わせた。罰金20万円。⑤68歳男子。妻子と同居し、年金とアルバイト収入で生活している。外出時、スケートボードをしている少年(17歳)が邪魔だったので注意したところ、少年が口答えをしてきたと思っ、かっとなつて殴り、打撲傷を負わせた。酒が入っていた。罰金15万円。

このような罰金刑は高齢犯罪者の財産的利益を奪うことによって、苦痛を与え、規範的意識を喚起するところに意義があると考えた場合、高齢犯罪者に対して、その機能を十分に果たしていると言えるであろうか。本報告では罰金刑という財産的利益を奪うことによって、規範的意識を喚起するという従来の伝統的司法制度に依拠したシステムとともに、社会奉仕命令という社会のニーズに応答的かつ機能的な社会復帰システムの視点から、新たな高齢犯罪者の出現を防止し、高齢犯罪者を改善更生させる方策を研究目的とする。

2. 研究の視点および方法

研究の視点および方法としては、犯罪白書のデータの分析作業を行うことで、健全な高齢社会の実現のために必要不可欠な社会科学的作業を行う。特に罰金刑の機能から、高齢犯罪者の更生を図って再犯を防止する方策を検討する。

3. 倫理的配慮

犯罪白書の事例は事案によっては特定の個人を対象とする場合があるため、当該事例を制度という視点と枠組みで検討を加えた。

4. 研究結果

罰金刑は、本人に財産的苦痛を与え、それによってその犯罪性を鎮圧し、再犯の防止を目的とした刑罰である、一般的には、比較的軽微な犯罪について、犯罪者から一定の金額

を剥奪することにより、規範的意識を覚醒させることを期待して科せられるものである。したがって罰金刑は、自由刑のように受刑者の人格に持続的に作用することによって受刑者を改善するものではなくて、刑罰を受けたという事実がその者の規範意識に作用して、初めて犯罪抑圧の効果をあげ得るものである。罰金刑は、自由刑を執行されたものが、いわゆる「刑務所がえり」という烙印を押され、社会一般の人々から不信の眼で見られるという、自由刑にともなう付随的効果をも回避することができる。つまり、烙印押し（ステイグマ）を避けること、ラベリングをしないことが犯罪者の改善・更生・社会復帰には必要である。刑務所収容を伴う自由刑ではなく、刑務所収容を伴わない罰金刑によって犯罪者の規範意識を覚醒させるところに、罰金刑の現代的意義があると思われるのである。

しかし、罰金を科せられることを予想して、罰金を一種の税金であるとし、必要経費であるというように考える者や、精神障害により規範意識が鈍麻した犯罪者に対して、罰金刑は効果がなく、その機能を果たし得ないという問題点がある。それ故に、罰金刑は、規範意識の鈍麻した犯罪者や何よりも改善教育を必要とする犯罪者に対しては不適當な刑罰であって、比較的軽い罪を犯した初犯者や過失犯者、あるいは利欲心の強い犯罪者に対してのみ適當な刑罰であるとされるのである。

そこで、罰金刑の弊害を緩和する方法として社会奉仕命令がある。社会奉仕命令とは、裁判所が拘禁刑を科し得る犯罪で有罪であると認定した場合に、本人の同意を得た上で、拘禁刑に代えて無報酬の奉仕作業を命ずる制度である。我が国でも、1989年8月から、在宅試験観察中の少年に対して特別養護老人ホームでの社会奉仕活動を試行しており、かなりの効果を上げているということである。この社会奉仕命令は、拘禁刑等他の処分に代えて、老人ホームの塗装、児童公園の造成などの社会奉仕作業に従事させるものであり、奉仕活動の中から犯罪者に自らの社会的有用性を自覚させることが期待されると共に、一緒に奉仕作業を行うボランティアからも社会的な態度を学ぶことが期待され、また、その上、社会奉仕によって無償の労働力が供給されるという利点もある。この制度は、その作業内容として、①老人・知的障害者等の施設の塗装・庭園作業、②子供用の遊技場の設置、③器楽演奏による施設慰問、④少年のスポーツ競技の相手、⑤困窮家庭の家屋の修理、⑥道路の整備、⑦病院の庭仕事、⑧老人ホームでの介護・手助け、⑨駅舎の清掃、⑩海岸や地域の路上清掃、⑪自動車整備・印刷作業、⑫草刈り等多彩なプログラムが準備されている。

このように、高齢犯罪者の中には、高齢期に入っても衰えることなく、稼働能力もある者に対しては、地域社会の協力体制のもと、刑事司法機関における取り組みと、密に連携させながら、社会奉仕命令の積極的な運用が今後必要であろう。

5. 考 察

更生保護施設においても、規範意識が鈍麻した犯罪者や常習犯罪者に対しては、精神的な病状を改善させ、再度、犯罪に及ぼそうとする気持ちを事前に汲み取る教育・指導システムを充実させる必要があるだろう。